

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する
調査特別委員会運営要領

平成 30 年(2018 年)4 月 9 日

1 調査事項

- (1) 市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約にかかる地方自治法施行令違反について
- (2) 市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約に関する疑惑について

2 調査権限

地方自治法第 100 条第 1 項および同法第 98 条第 1 項の権限

3 調査期限

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会(以下「委員会」という。)は、調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、平成 30 年度(2018 年度)においては、100 万円以内とする。

5 委員会の基本的な運営

- (1) 委員会の会議は原則公開とするが、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーにかかわるとき等は秘密会にする。
- (2) 市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員(以下「委員」という。)は、秘密会の情報は漏洩しない。
- (3) 委員は、証人尋問や調査の対象者との個人的接触は控える。
- (4) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

6 傍聴

- (1) 傍聴の定員は、委員会の都度、委員長が決定する。
- (2) 資料の配布については委員長が決定する。
- (3) 委員外議員は秘密会も傍聴できるものとする。ただし、秘密会で知り得た情報は漏洩しない。
- (4) 撮影・録音は報道機関のみとする。ただし、撮影は委員長が指定した場所から行うものとする。
- (5) 証人尋問が行われる場合は、報道機関の撮影・録音は証人の宣誓までとする。
- (6) その他彦根市議会委員会傍聴規程によるものとする。

7 委員会の開催場所

- (1) 委員長が決定する。
- (2) 証人尋問を行う場合は、証人の控室を用意する。

8 記録および資料の提出

- (1) 記録および資料の提出は委員会で決定し、議長へ要求する。
- (2) 議長は委員会から要求を受けた場合は、原則として提出期限の1週間前までに通知する。
- (3) 提出された記録および資料の取り扱いは、提出者の意見を聞いた上で、委員会で協議する。

9 証人の出頭

- (1) 証人の出頭は委員会で決定し、議長へ証人出頭要求書を提出する。
- (2) 議長は証人に対して原則として証人喚問の1週間前までに通知する。
- (3) 証人が補佐人の同伴を希望する場合は、補佐人同伴願を提出するものとし、委員長の許可を得るものとする。ただし、補佐人は証人1人につき1人とし、補佐人は委員会において発言できない。

10 証人の尋問

- (1) 委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるため、各委員は証人の人権の尊重および環境に配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 尋問の内容については、事前に委員会で協議する。
- (3) 証人が宣誓の際、出席している全員が起立する。
- (4) 尋問は、委員長（主尋問者）がまず総括尋問を行い、その後、他の委員が補足の尋問をすることができる。
- (5) 尋問の時間は、1回につき90分以内とする。ただし、必要に応じて、委員会の決定によりこれを延長することができる。
- (6) 証人は、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則できない。
- (7) 証人は、証人の補佐人に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。補佐人の助言は口頭による助言を原則とする。また、補佐人の席は、証人の後方の席とする。
- (8) 委員は、民事訴訟法の尋問に関する事項を了知する。

11 弁護士

- (1) 法律相談、証人尋問対策等の指導、告発状の作成およびその他資料作成指導について弁護士に依頼する。
- (2) 本要領11(1)により依頼を受けた弁護士は、委員会への出席を認めるものとする。

12 参考人の招致

委員会においては、必要に応じ地方自治法第115条の2第2項に基づく参考人制度を活用する。

13 その他

- (1) この運営要領に定めのないことについては、委員会で協議し決定する。
- (2) この運営要領は、委員会の審査終結に伴い廃止する。